

令和4年3月2日

全日私幼連
加盟園 様

政策委員会
委員長 水谷 豊三

政策委員会からのご報告及び資料提供について

日頃より、本連合会の活動にご理解、ご協力賜り誠にありがとうございます。さて、政策委員会では以下の通りにご報告及び資料提供を致しますのでお目通しください。

記

- ① 別紙表記の内閣府令の一部改正案のパブリックコメントが3/17締め切りで発出されています。

改正の要約は別紙ご説明の通りですので、お知らせ申し上げます。

資料 1-1 資料 1-2 参照

- ② 教育改革推進特別経費(教育の質の向上を図る学校支援経費)に関して以下の5つの事業の調査結果のまとめができました。

(7つの内の5つが幼稚園および認定こども園が対象とされています。) 資料 2 参照

この調査結果まとめは、2/18に全日本私立幼稚園連合会より一度発出していますが再度送付させていただきます。

都道府県によって取り入れている補助メニューに違いがありますので、中間まとめを参照され、他都道府県との違いを確認されながら各都道府県振興対策としてご活用ください。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令案（概要）

資料 1-1

改正の趣旨

子育てのための施設等利用給付（施設等利用費）の支給に関する施設等の事務について、令和3年の地方からの提案等に関する対応方針（令和3年12月21日閣議決定）等を踏まえ、負担軽減のための見直しを行う。

改正の概要

○概要

- ・ 特定子ども・子育て支援提供者が、施設等利用費を法定代理受領する場合に義務付けられている、保護者及び市町村に対する「特定子ども・子育て支援提供証明書」の交付を、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部（これらの施設における預かり保育事業も含む。）については不要とする。

【特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）第57条】

- ・ 月途中での入退園等の場合における、施設等利用費（月額）の日割り計算の基礎日数について、現行規定では「開所日数」としているところ、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部※の場合には「その月の平日の日数」、認可外保育施設等の場合は「その月の日数」とする。

※これらの施設における預かり保育事業（1月の利用日数が26日未満）は、現行通り、450円×利用日数を支給上限月額とする。

【子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第59条の2第2項】

○施行期日等

- ・ 令和4年4月1日施行 ※施行日以後に行われる特定子ども・子育て支援について適用。

※公布日：令和4年3月下旬（予定）

改正内容としては、

資料 1-2

(1) 法定代理受領の場合「特定子ども・子育て支援提供証明書」の交付が、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部（これらの施設における預かり保育事業を含む。）については不要となる。

(2) 月途中での入退園等の場合における、施設等利用費の日割り計算の基礎日数（分母）について、現在は「開所日数」を都度数えているところ、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部の場合には「その月の平日の日数」とする。

また、これらの施設における預かり保育事業の場合は、

- ① 1月の利用日数が26日未満 → 現行通り 450円×利用日数とする
- ② 26日以上 → 一律「30日」とする

◆パブコメは3/17まで

パブリックコメントについては、以下の通り内閣府のホームページにて掲載

https://www8.cao.go.jp/shoushi/public_comment/r04_0216.html



事業内容

都道府県が、教育の質の向上に取り組む学校に助成を行う場合、国が都道府県に対してその助成額の一部を補助。

<取組みメニュー>

※（）内は1校当たり単価

- ① **次世代を担う人材育成の促進（42万円）**
グローバル人材育成のための英語教育の強化、国際交流の推進、数理・データサイエンス・AI教育等の推進 等
（外部講師の活用等により、教育の質の充実に資する取組が対象）
- ② **教育相談体制の整備（30万円）**
スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の活用、不登校の生徒等の教育機会についての支援 等
- ③ **職業・ボランティア・文化・健康・食等の教育の推進（13万円）**
職業体験、ボランティア活動、伝統・文化体験、自然体験、地域社会や産業界等と連携・協同した取組、栄養教諭の活用など食に関する指導の充実 等
- ④ **安全確保の推進（30万円）**
スクールバスにおける警備員（ガードマン）等の配置、登下校時における交通安全指導員等の人員配置、児童生徒等への講習会（防犯、防災、交通安全）の実施、地域住民や関連機関等との合同防犯訓練の実施 等
- ⑤ ~~**特別支援教育に係る活動の充実（28万円）**~~
教員の専門性向上のための研修や講師派遣、個別の支援計画の策定等をはじめとする児童生徒の学習・生活・進学・就職等をサポートする支援体制の構築（特別支援教育支援員やコーディネーターの配置など） 等
- ⑥ ~~**ICT教育環境の整備推進（42万円）【新規】**~~
情報通信技術活用支援員の配置、ICT機器の管理委託 等
- ⑦ **外部人材活用等の推進（42万円）**
教員の負担軽減を図るための教員業務支援員、学習指導員等の専門スタッフや外部人材等の活用 等
（教員が児童生徒への指導や教材研究等に注力できるよう、外部人材の配置促進を図る取組が対象）

資料 2

※①からの毎に都道府県補助金の対象となった学校数に、単価を乗じた額を補助。ただし、都道府県補助額の1/2を上限とする。

※補助対象となる学校種について、⑤は幼稚園、幼保連携型認定こども園、特別支援学校及び特別支援学級を置く学校は除く。⑥は幼稚園、幼保連携型認定こども園は除く。⑦は①～⑥に該当する取組は除く。

※補助要件は前年度同様の予定。